



子ども・子育て関連3法の施行通知が発出される ～幼保連携型認定こども園の拡充に向けて～

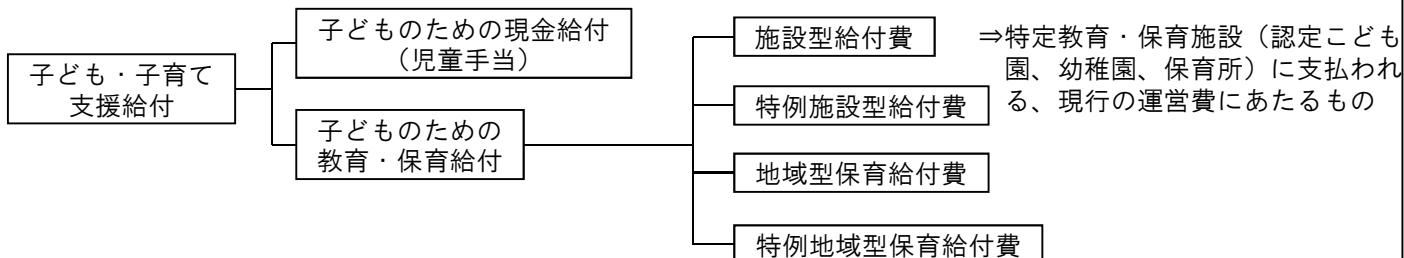
▼去る8月31日、「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）が発出されました。

新たな子ども・子育て支援のための制度においては「3歳未満で保育を必要とする子ども」と「3歳以上の子ども」に対して、特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所）における教育または保育を提供するための制度設計がなされており、現行の保育所等には「施設型給付費」として現行の運営費に該当する費用が支払われることとされています。国は現行の幼稚園制度等を残しつつも、幼保連携型認定こども園への移行・拡充を進める意向であると考えられています。

＜子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント＞

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
⇒幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

＜子ども・子育て支援給付の構成＞



		3歳以上児		3歳未満児	
		保育を必要としない3歳以上児	保育を必要とする3歳以上児	保育を必要としない3歳未満児	保育を必要とする3歳未満児
特定教育・保育施設	認定こども園	施設型給付（教育・保育）	施設型給付（教育・保育）	支給認定対象外	施設型給付（保育）
	幼稚園	施設型給付（教育）	特例施設型給付（特別利用教育）		
	保育所	施設型給付（特別利用保育）	施設型給付（保育）		施設型給付（保育）
特定地域型保育事業	家庭的保育 小規模保育 居宅訪問型保育 事業所内保育				地域型保育給付
特例保育事業		特例地域型保育給付	特例地域型保育給付		特例地域型保育給付

◆このほか市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って行う「地域子ども・子育て支援事業」として、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業などの事業が位置づけられました。（参考：内閣府HP／厚労省HPほか）